



2016-9-10

論説

戦後の「公共」守らねば

歴史の読み方として、一九三五年を分岐点と考へてみる。天皇機関説事件があつた年である。天皇を統治機関の一つで、最高機関とする憲法学者美濃部彦吉の学説が突如として猛攻撃された。

なぜか。合理的すぎる、無機質すぎる。現人神である天皇こそが統治の主としないと、お國のために命を捧げられない。「天皇陛下万歳」と死んでいけない。機関説の排除とは、戦争を乗り切らねばならぬのだらう。

それまで「公」の場では神道と天皇の崇拜を求められたものの、「私」の世界では何を考へても自由なはずだつた。だが、事件を契機に「公」が「私」の領域にまでなれ込んでいった。それから終戦までわずか十年である。

だから、戦後のスタートは天皇が入閣宣言で人格化を捨てた。政教分離で國家神道を切り捨てた。そして、軍事価値を最高位に置く社会を要した。憲法学者の樋口一東大名教授は「第九条の存在は、そういう社会の価値体系を逆転させた」といふことに、大きな意味があつたといふ。

軍國主義にながらる要索を徹底的に排除した。そして平和な社会の実現に向かつたのは必然である。自由な「公共」をつくつた。とりわけ「表現の自由」の力で多彩な文化や芸術、言論などを生み出し、豊かに生き生きとした社会を築いた。平和主義が自由を支えたのだ。九条の存在が軍拡路線を阻んだのも事実である。

ところが、戦後の「公共」を否定する動きが出てきた。戦後体制に心情的反発を持ち、昔の日本に戻りたいと考へる勢力である。強い国にするには、「公」のために「私」が尽くさねばならない。だから愛國心を絶対的なものとして注入しようとする。国旗や国歌で演出する。そんな「公共」の再改造が進んでいまいか。

憲法改正の真の目的も、そこに潜んでいないか。憲法は國の背骨だから、よほどの動機がない限り改変したりはしないものだ。動機もはっきりしないまま論議を進めるのはおかしら。戦後の自由社会を簡単に危殆に陥れないか、改憲論の行方では皆で注意を払わねばならぬ。

「おわじ」
熊倉逸男が担当しました。

「意見」
「憲法を考へる」は、
〒110-8505 (住所不
要) 中日新聞東京本社論議室
〒110-8505 (〒110-8505)

9/10 日誌